1. 目的

デマンド交通の利便性を高め、利用者の負担軽減を図るため、住宅地内の停留所の間隔が現在の概ね半径300メートルから概ね半径150メートルとなるよう、停留所の増設を行う。

- 2. デマンド交通停留所設置状況(令和4年10月1日現在)
- · 市内: 358カ所
- ・市外:6カ所(羽島市大須、西小薮、オークワ養老店、ザ・ビッグ輪之内店、 F☆マート多度店、大桑クリニック)

市内の停留所は、主要施設(市関係施設、小中学校、金融機関、医療施設、集会所、 スーパー等)に設置するほか、住宅地に概ね半径300メートルの間隔で設置してい る。(別添参考資料参照)

3. 增設方法

各区・自治会にデマンド交通の停留所の増設について要望調査を行う。 設置要望の場所について、現地確認を行い、設置の可否について判断する。 設置可能な場所について、令和5年10月から利用できるように準備を進める。

4. 今後のスケジュール

11月下旬 自治連合会理事会で説明

12月1日 区・自治会に要望を照会(回答期限:令和5年1月31日(火))

令和5年 2月以降 現地確認

令和5年 3月以降(時期未定) 公共交通会議にて停留所の新設について報告

令和5年 9月 デマンド停留所設置・市報等で周知

令和5年10月 利用開始

(その他)

デマンド交通の土曜日運行について、現在運行事業者と協議を進めています。 運行台数等、土曜日運行の事業内容が決まり次第、公共交通会議において審議をお 願いします。